

札幌医科大学医学部ステークホルダー懇談会規程（平成30年7月10日規程第44号）

（設置）

第1条 札幌医科大学医学部医学科の教育プログラムに関して、教員、多様な学外関係者及び在学生から意見を聴取し、もって教育プログラムの質の改善・向上を図るために、医学部長の諮問機関として、札幌医科大学医学部ステークホルダー懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（構成等）

第2条 懇談会は、第1号及び第2号の学内委員、第3号から第7号までの学外委員及び第8号の学生委員をもって構成する。

- (1) 医学部長
- (2) 本学医学部医学科の教育プログラムに関わる主要な学内関係者 若干名
- (3) 札幌医科大学後援会の関係者 若干名
- (4) 札幌医科大学医学部同窓会の関係者 若干名
- (5) 学外臨床実習先及び卒後臨床研修病院の関係者 若干名
- (6) 本学の所在する地域医療の関係者 若干名
- (7) 高等学校教育・大学教育・医学教育の学外有識者 若干名
- (8) 本学医学部の学生 2名

2 前項の学内委員又は学外委員は、それぞれ5名以上10名以内とし、学内委員及び学外委員の合計の過半数を学外委員とする。

3 第1項第2号の学内委員及び同項の学外委員は、医学部長の推薦に基づき、学長が委嘱し、又は任命する。

4 第1項第8号の学生委員は、学年代表及び学生会運営部から1名ずつ選出し、学長が委嘱し、又は任命する。

5 医学部長は、委員の推薦に際して、医学部教授会の意見を聴くものとする。

6 第1項の学内委員及び学外委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

7 第1項第8号の学生委員の任期は1年とし、それぞれの役職の任期をもって充てる。

8 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第3条 懇談会に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する前条第1項第2号の委員がその職務を代理する。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（懇談会の会議）

第4条 懇談会の会議は、必要に応じて議長が招集し、開催するものとする。

（所掌事項）

第5条 懇談会は、次に掲げる事項について、医学部長の諮問に応じて審議し、医学部長に対して提言又は助言を行うものとする。

- (1) 札幌医科大学医学部医学科の教育プログラムに関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

（事務）

第6条 懇談会の事務は、事務局学務課において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、議長が懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年7月10日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱し、又は任命する第2条第1項の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（令和5年3月29日規程第31号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。